

# 福岡県公報

平成17年9月30日  
第2443号

## 目次

### 告示(第1824号-第1838号)

○漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の同意	(水産振興課)	……………	1
○都市計画の変更	(都市計画課)	……………	2
○県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課)	……………	2
○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(高度情報政策課)	……………	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………	3
○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	(農地整備課)	……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	……………	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	……………	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	……………	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	……………	5
○土地改良事業の認可申請の適否決定	(農地計画課)	……………	6
○福岡県財務規則に基づき電磁的記録により作成する書類等の作成の 根拠となる条項等	(出納事務局出納総務課)	……………	6
<b>雑報</b>			
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	6
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	7
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	8

○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	8
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	9
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	9
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	10
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	10
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	11
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	12
○西日本宝くじの発売	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	12
○西日本宝くじの発売	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	12
○西日本宝くじの発売	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	13
○西日本宝くじの発売	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	13
○西日本宝くじの発売	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	14
○西日本宝くじの発売	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	14
○西日本宝くじの発売	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	14
○西日本宝くじの発売	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	15
○西日本宝くじの発売	(財政課・西日本宝くじ事務協議会)	……………	15

## 告示

### 福岡県告示第1824号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成17年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分

大牟田市天領町 大牟田市西浜田町	川 口 秋 吉 古 賀 健次郎	新大牟田漁業協同組合の地区のうち大牟田市住吉町、浜田町、西浜田町、新地町、諏訪町、千代町、天領町、樋口町、三川町、南船津町の地区 (特定のり新大牟田南部加入区)	のり養殖業
大牟田市大字手鎌 大牟田市大字岬	松 藤 憲 志 松 藤 文 豪	新大牟田漁業協同組合の地区のうち大牟田市大字岬、大字唐船、大字手鎌、椿黒町、大黒町、城町、健老町、中町、恵比寿町、北磯町の地区 (特定のり新大牟田北部加入区)	のり養殖業
大川市大字小保 〃	西 慶 二 西 正 好	大川漁業協同組合の地区 (特定のり大川加入区)	のり養殖業
大川市大字新田 〃	江 口 正 人 古 賀 孝 光	上新田漁業協同組合の地区 (特定のり上新田加入区)	のり養殖業
柳川市七ツ家 柳川市久々原	梅 崎 信 幸 太 田 幸 吉	柳川漁業協同組合の地区のうち旧久間田漁業協同組合の地区 (特定のり久間田加入区)	のり養殖業
柳川市南浜武 〃	妻夫木 秀 忠 荒 卷 滋 美	浜武漁業協同組合の地区 (特定のり浜武加入区)	のり養殖業
柳川市大浜町 〃	城 戸 武 美 田 中 康 徳	両開漁業協同組合の地区 (特定のり両開加入区)	のり養殖業
柳川市吉富町 〃	山 田 利 廣 亀 崎 好 之	柳川漁業協同組合の地区のうち旧西宮永漁業協同組合の地区 (特定のり西宮永加入区)	のり養殖業
柳川市下宮永町 〃	山 田 正 一 山 崎 孝 徳	柳川漁業協同組合の地区のうち旧東宮永漁業協同組合の地区 (特定のり東宮永加入区)	のり養殖業
柳川市大和町皿垣開 〃	沖 武 美 浦 光 一	皿垣開漁業協同組合の地区 (特定のり皿垣開加入区)	のり養殖業
柳川市大和町明野 柳川市大和町豊原	武 末 明 己 田 島 昭 則	有明漁業協同組合の地区 (特定のり有明加入区)	のり養殖業

柳川市大和町中島 〃	小 柳 寿 生 小 柳 哲 朗	山門羽瀬漁業協同組合の地区 (特定のり山門羽瀬加入区)	のり養殖業
三池郡高田町江浦 三池郡高田町黒崎開	杉 野 重 敏 伊 藤 孝 行	高田漁業協同組合の地区 (特定のり高田加入区)	のり養殖業
大牟田市北磯町 〃	畑 中 正 守 田 中 成 春	手鎌漁業協同組合の地区 (特定のり手鎌加入区)	のり養殖業
大牟田市大字手鎌 〃	田 島 敏 治 乘 富 金 吾	新三池漁業協同組合の地区 (特定のり新三池加入区)	のり養殖業
大牟田市大字岬 大牟田市大字唐船	吉 田 健 平 川 春 光	三浦第一漁業協同組合の地区 (特定のり三浦第一加入区)	のり養殖業
大牟田市大字手鎌 〃	稲 田 正 平 河原畑 勉	三浦海苔生産漁業協同組合の地区 (特定のり三滴海苔生産加入区)	のり養殖業

## 福岡県告示第1825号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成17年9月30日

福岡県知事 麻 生 渡

直方都市計画道路を変更（直方都市計画道路3・4・5号新屋敷下新入線の変更）

## 福岡県告示第1826号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年9月30日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県宮大橋地区土地改良（農道整備）事業計画書の写し	平成17年9月30日から 平成17年10月31日まで	久留米市役所

### 福岡県告示第1827号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条及び第4条第4項の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに電子署名を要しない申請等を公示する。

平成17年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条 項	使用の開始日	対象手続
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）	第10条第1項	平成17年10月3日	対象建設工事の届出（建築物に係る工事に限る。）
福岡県福祉のまちづくり条例（平成10年福岡県条例第4号）	第17号第1項、第18条及び第24条第1項	平成17年10月3日	特定まちづくり施設新築等の届出又は変更の届出（建築物に限る。）、特定まちづくり施設工事完了の届出（建築物に限る。）及びまちづくり施設適合証の交付の請求（建築物に限る。）

### 福岡県告示第1828号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市福童字町319番3

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市寺福童384番地1

御船 カズミ 御船 功 御船 効一

### 福岡県告示第1829号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年9月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
豊前	椎田山線 勝山線	築上郡築城町大字弓ノ師574番1先から 京都郡豊津町大字皆見1498番1先まで

### 福岡県告示第1830号

平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業に係る実施計画の認可申請があったので、石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）附則第2条第6項によりなおその効力を有するとされた旧臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年法律第295号）第57条第1項及び石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第42号）附則第2条第7項によりなおその効力を有するとされた旧臨時石炭鉱害復旧法施行令（昭和27年政令第333号）第14条第1項第2号の規定により公示し、当該申請に係る実施計画を次のように縦覧に供する。

平成17年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する 実施計画	実施地区名	復旧工事の施行者	縦覧場所	縦覧期間
平成17年度臨時 石炭鉱害復旧事 業の実施計画	彦山川右岸 A(2)	三井石炭工業株式会 社 田川事務所	福岡県飯 塚農林事 務所	平成17年9月30日 ～ 平成17年10月19日
	東田川Ⅱ(1)	独立行政法人新エネ ルギー・産業技術総 合開発機構		

#### 福岡県告示第1831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事 務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
行 橋	県 道	行 橋 線 添 田	前	行橋市大字天生田1266番1 先から 京都郡犀川町大字花熊102 番1先まで	6.8 ～ 35.4	1945.5
			前	同上	10.5 ～ 78.0	2248.0
			後	同上	6.8 ～ 35.4	1945.5
			後	同上	10.5 ～ 78.0	2248.0

#### 福岡県告示第1832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年9月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事 務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
行 橋	行 橋 線 添 田	行橋市大字天生田171番1先から 同市大字天生田72番1先まで

#### 福岡県告示第1833号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
前原市大字本字富園前1533番1、及び1533番4から1533番14まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
前原市前原西一丁目13番20号  
株式会社溝口製材所 代表取締役 溝口 規矩男

#### 福岡県告示第1834号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年6月15日福岡県告示第1039号

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のおりとする。

(「次のおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第1835号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年6月1日福岡県告示第965号

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のおりとする。

(「次のおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第1836号

田川郡赤村小内田原土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 退任理事

氏名	住所
大場 弘	田川郡赤村大字内田587番地
上野 豊	〃 〃 〃 1022番地
和田 俊彦	〃 〃 大字赤4779番地
太田 正吉	〃 〃 〃 664番地1
大場 義人	〃 〃 〃 5018番地2
加来 恒勝	〃 〃 大字内田431番地
上野 誠次	〃 〃 〃 1590番地
大場 一夫	〃 〃 〃 622番地2

## 2 退任監事

氏名	住所
秋元 善照	田川郡赤村大字赤4770番地1
鳥越 和廣	〃 〃 大字内田392番地

## 3 就任理事

氏名	住所
大場 弘	田川郡赤村大字内田587番地
上野 豊	〃 〃 〃 1022番地
和田 俊彦	〃 〃 大字赤4779番地
太田 正吉	〃 〃 〃 664番地1
大場 義人	〃 〃 〃 5018番地2
加来 恒勝	〃 〃 大字内田431番地
上野 誠次	〃 〃 〃 1590番地
大場 一夫	〃 〃 〃 622番地2

## 4 就任監事

氏名	住所
秋元善照	田川郡赤村大字赤4770番地1
鳥越和廣	〃 〃 大字内田392番地

### 福岡県告示第1837号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業の認可申請を平成17年9月13日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (波多江地区)	土地改良事業計画書の写し	平成17年9月30日から 平成17年10月31日まで	前原市役所
	農業用ため池整備事業 (赤崎地区)			
	農業用ため池整備事業 (町頭地区)			
	農業用排水施設整備事業 (前原地区)			
	農業用排水施設整備事業 (玉丸地区)			
	農業用排水施設整備事業 (作出地区)			

農業用排水施設整備事業 (新田地区)			
農業用排水施設整備事業 (富地区)			
農業用排水施設整備事業 (長野地区)			
農業用排水施設整備事業 (東地区)			

### 福岡県告示第1838号

福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号。以下「規則」という。）第287条第4項の規定に基づき、次のように電磁的記録により作成する書類等の作成の根拠となる条項、当該使用を開始する日及び使用する電子情報処理組織を公示する。

平成17年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

区分	作成の根拠となる条項	電磁的記録により作成する書類等	使用する電子情報処理組織	使用を開始する日
第1章 総則に関する書類	規則第10条の2第4項	分任出納員の異動報告書（様式第2号の3）	総務部行政経営企画課長が管理する文書管理システム	平成17年10月1日

## 雑 報

### 西日本宝くじ事務協議会告示第20号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1772回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1772回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成17年10月6日から  
平成17年10月12日まで
- 6 抽せん日 平成17年10月14日
- 7 当せん金支払開始日 平成17年10月19日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
1	等	10,000,000円	2本
1等の前後賞		500,000円	4本
1等の組違い賞		50,000円	48本
2	等	1,000,000円	2本
3	等	50,000円	75本
4	等	10,000円	2,500本
5	等	1,000円	25,000本
6	等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第21号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1773回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1773回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成17年10月13日から  
平成17年10月19日まで
- 6 抽せん日 平成17年10月21日
- 7 当せん金支払開始日 平成17年10月26日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
1	等	20,000,000円	2本
1等の前後賞		2,500,000円	4本
1等の組違い賞		50,000円	58本
2	等	1,000,000円	6本
3	等	50,000円	90本
4	等	10,000円	300本
5	等	1,000円	30,000本
6	等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第22号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1774回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1774回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円  
450万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成17年10月20日から  
平成17年11月2日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成17年10月20日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
1	等	200,000円	144本
2	等	50,000円	540本
3	等	5,000円	3,060本
4	等	500円	450,000本
5	等	100円	900,000本

### 8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第23号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1775回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1775回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円  
10万通 45組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成17年10月20日から  
平成17年11月2日まで
- 6 抽せん日 平成17年11月7日
- 7 当せん金支払開始日 平成17年11月14日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
1	等	60,000,000円	2本
1等の前後賞		20,000,000円	4本
1等の組違い賞		100,000円	88本



2	等	5,000,000円	4本
3	等	500,000円	45本
4	等	100,000円	45本
5	等	10,000円	900本
6	等	1,000円	45,000本
7	等	200円	450,000本

## 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第24号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1776回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1776回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成17年11月3日から  
平成17年11月9日まで
- 6 抽せん日 平成17年11月11日

7 当せん金支払開始日 平成17年11月16日

## 8 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
1	等	20,000,000円	2本
1等の前後賞		1,000,000円	4本
1等の組違い賞		50,000円	48本
2	等	500,000円	2本
3	等	100,000円	50本
4	等	10,000円	250本
5	等	1,000円	25,000本
6	等	100円	250,000本

## 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第25号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1777回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1777回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円

- 10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成17年11月10日から  
平成17年11月16日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成17年11月18日
- 7 当せん金支払開始日 平成17年11月24日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1	等	10,000,000円	2本
1 等 の 前 後 賞		500,000円	4本
1 等 の 組 違 い 賞		50,000円	48本
2	等	1,000,000円	2本
3	等	100,000円	50本
4	等	10,000円	2,500本
5	等	1,000円	25,000本
6	等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第26号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1778回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1778回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 1,200,000,000円  
600万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成17年11月17日から  
平成17年11月30日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成17年11月17日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1	等	500,000円	120本
2	等	100,000円	180本
3	等	10,000円	2,040本
4	等	1,000円	300,000本
5	等	100円	1,200,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第27号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1779回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1779回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成17年12月1日から  
平成17年12月7日まで
- 6 抽せん日 平成17年12月9日
- 7 当せん金支払開始日 平成17年12月14日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
1	等	20,000,000円	2本
1等の前後賞		2,500,000円	4本
1等の組違い賞		50,000円	48本
2	等	500,000円	2本
3	等	50,000円	50本
4	等	10,000円	250本
5	等	1,000円	25,000本
6	等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第28号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1780回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1780回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 1,100,000,000円  
550万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成17年12月8日から  
平成17年12月21日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成17年12月8日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
1	等	100,000円	88本
2	等	50,000円	220本
3	等	5,000円	9,900本
4	等	3,000円	99,000本
5	等	100円	1,100,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第29号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1781回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1781回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 1,400,000,000円  
10万通 70組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成17年12月21日から  
平成18年1月4日まで
- 6 抽せん日 平成18年1月6日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年1月11日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
1	等	60,000,000円	2本
1等の前後賞		20,000,000円	4本
1等の組違い賞		100,000円	138本
2	等	10,000,000円	7本
3	等	1,000,000円	21本
4	等	50,000円	1,400本
5	等	5,000円	7,000本
6	等	1,000円	70,000本

7	等	200円	700,000本
---	---	------	----------

### 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1782回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,400,000,000円  
700万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成18年1月4日から  
平成18年1月17日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 603,400,000円
- 6 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対し 126,578,760円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 112,280,000円
- 8 受託申請期限 平成17年10月14日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称 第1783回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 250,000,000円

1組10万通 25組

3 証 票 金 額 1枚 100円

4 発 売 期 間 平成18年1月19日から

平成18年1月25日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 106,150,000円

6 売りさばき及び 発売総額に対し 24,695,265円

当せん金支払手数料

7 その他発売経費 発売総額に対し 19,325,000円

8 受託申請期限 平成17年10月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称 第1784回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 800,000,000円

1組10万通 40組

3 証 票 金 額 1枚 200円

4 発 売 期 間 平成18年1月26日から

平成18年2月8日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 355,800,000円

6 売りさばき及び 発売総額に対し 69,457,290円

当せん金支払手数料

7 その他発売経費 発売総額に対し 42,800,000円

8 受託申請期限 平成17年10月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称 第1785回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 250,000,000円

1組10万通 25組

3 証 票 金 額 1枚 100円

4 発 売 期 間 平成18年2月9日から

平成18年2月15日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 105,900,000円

6 売りさばき及び 発売総額に対し 24,451,140円

当せん金支払手数料

7 その他発売経費 発売総額に対し 19,325,000円

8 受託申請期限 平成17年10月14日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称                  | 第1786回西日本宝くじ                |
| 2 発売総額及び通数             | 1,200,000,000円<br>600万通     |
| 3 証 票 金 額              | 1枚 200円                     |
| 4 発 売 期 間              | 平成18年2月16日から<br>平成18年3月1日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 516,000,000円        |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 106,759,800円        |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 96,240,000円         |
| 8 受託申請期限               | 平成17年10月14日                 |

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                            |
|------------------------|----------------------------|
| 1 名 称                  | 第1787回西日本宝くじ               |
| 2 発売総額及び通数             | 250,000,000円<br>1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額              | 1枚 100円                    |
| 4 発 売 期 間              | 平成18年3月2日から<br>平成18年3月8日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 106,900,000円       |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,692,115円        |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 19,325,000円        |
| 8 受託申請期限               | 平成17年10月14日                |

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称                  | 第1788回西日本宝くじ                |
| 2 発売総額及び通数             | 300,000,000円<br>1組10万通 30組  |
| 3 証 票 金 額              | 1枚 100円                     |
| 4 発 売 期 間              | 平成18年3月9日から<br>平成18年3月15日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 124,900,000円        |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,348,340円         |

7 その他発売経費 発売総額に対し 23,190,000円

8 受託申請期限 平成17年10月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名称 第1789回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 1,200,000,000円  
600万通

3 証券金額 1枚 200円

4 発売期間 平成18年3月16日から  
平成18年3月31日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 518,520,000円

6 売りさばき及び 発売総額に対し 106,816,500円

当せん金支払手数料

7 その他発売経費 発売総額に対し 96,240,000円

8 受託申請期限 平成17年10月14日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成17年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名称 第1790回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 250,000,000円  
1組10万通 25組

3 証券金額 1枚 100円

4 発売期間 平成18年3月23日から  
平成18年3月29日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 108,400,000円

6 売りさばき及び 発売総額に対し 24,456,390円  
当せん金支払手数料

7 その他発売経費 発売総額に対し 19,325,000円

8 受託申請期限 平成17年10月14日

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
福岡県庁(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号  
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)